

令和 7 年 6 月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和 7 年 6 月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和 7 年 6 月 1 9 日（木） 午後 2 時 3 0 分～
長浜市役所 5 階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第 1 会議録署名委員指名

日程第 2 会議録の承認
5 月定例会

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 議案審議

議案第 2 0 号 臨時代理の承認について（議会の議決を経るべき教育関係議案）

議案第 2 1 号 臨時代理の承認について（長浜市立学校施設の簡易型ESCO事業による照明設備LED化委託業務(第1期)プロポーザル選定委員会設置規程）

議案第 2 2 号 長浜市学校給食献立作成システム更新業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について

議案第 2 3 号 学校給食運営委員会規則の一部改正について

議案第 2 4 号 長浜市教育委員会事務評価委員会規則の一部改正について

議案第 2 5 号 学校運営協議会委員の任命及び解任について

日程第 5 協議・報告事項

協議報告(1) 令和 7 年度長浜市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について

日程第 6 その他

3. 閉 会

次回定例会 令和 7 年 7 月 2 4 日（木） 1 4 時 3 0 分～

臨時代理の承認について（議会の議決を経るべき教育関係議案）

議会の議決を経るべき教育関係議案について、長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第6号）第2条の規定により下記のとおり臨時に代理したので、同規則第3条第1項第2号の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年6月19日

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

記

議会の議決を経るべき教育関係議案に関して原案のとおり同意することについて、長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成18年2月13日教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき、臨時に代理する。

令和7年6月10日

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

1. 議会の議決を経るべき教育関係議案
教育委員会所管分 一般会計補正予算（第2号）案
2. 議案に対する意見
原案のとおり同意する。

令和6年長浜市議会定例会 令和7年6月定例会月議会
教育委員会所管分一般会計補正予算（第2号）案

■歳入

予算科目【事業名】	補正額	説 明	担当課
【国庫支出金】 学校施設整備費補助金 （中学校費補助金）	83,961	対象となる工事 ○西浅井中学校改修工事（建築） ○西浅井中学校改修工事（電気設備）	教育総務課

■歳出

予算科目【事業名】	補正額	説 明	担当課
中学校校舎等維持管理経費	274,450	塩津小学校と永原小学校を統合し、西浅井中学校の校地・校舎内に新校を開校することに伴う改修経費の実行予算を計上するもの。 ○西浅井中学校改修工事（建築） 205,920,000円 ○西浅井中学校改修工事（電気設備） 68,530,000円	教育総務課

※ 資料に掲載されている内容は本市の内部情報であるので、取扱にはご注意ください。

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育総務課

議案番号：第 2 1 号

件 名：臨時代理の承認について（長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による照明設備 LED 化委託業務（第 1 期）プロポーザル選定委員会設置規程）

第 1 提出理由

長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による照明設備 LED 化委託業務（第 1 期）を実施するにあたり、プロポーザル方式により、当該業務の履行に最も適した事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による照明設備 LED 化委託業務（第 1 期）プロポーザル選定委員会の設置、運営その他必要な事項について定めるため。

第 2 要点

1 所掌事務

- (1)実施要領、評価基準、仕様書等に関すること。
- (2)【公募型】企画・技術提案書を求める者の資格要件に関すること。
- (3)企画・技術提案書等の審査及びヒアリングに関すること。
- (4)企画・技術提案書の評価及び候補者の選定に関すること。
- (5)その他委員長が必要と認めること。

2 委員構成

- (1)教育委員会事務局次長
- (2)教育指導課長
- (3)建築課兼教育総務課担当課長
- (4)総務課長
- (5)環境保全課長

第 3 施行期日

この規程は、令和 7 年 6 月 1 0 日から施行し、当該業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。

臨時代理の承認について(長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による照明設備 LED 化委託業務(第 1 期) プロポーザル選定委員会設置規程)

長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による照明設備 LED 化委託業務(第 1 期) プロポーザル選定委員会設置規程について、長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則(平成 18 年長浜市教育委員会規則第 6 号) 第 2 条の規定により下記のとおり臨時に代理したので、同規則第 3 条第 1 項第 2 号の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 19 日

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

記

長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による照明設備 LED 化委託業務(第 1 期) プロポーザル選定委員会設置規程について、長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則(平成 18 年 2 月 13 日教育委員会規則第 6 号) 第 2 条の規定に基づき、臨時に代理する。

令和 7 年 6 月 9 日

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による照明設備 LED 化委託業務(第 1 期) プロポーザル選定委員会設置規程
(趣旨)

第 1 条 この規程は、長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による照明設備 LED 化委託業務(第 1 期)を実施するにあたり、プロポーザル方式により、当該業務の履行に最も適した事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による照明設備 LED 化委託業務(第 1 期) プロポーザル選定委員会(以

下「委員会」という。)の設置、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「プロポーザル方式」とは、委託する業務の性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な者を選定するため、一定の条件を満たす者から企画・技術提案書の提出を受け、当該委託業務の履行に最も適した事業者の候補者（以下「候補者」という。）を選定する方式をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領、評価基準、仕様書等に関すること。
- (2) 【公募型】企画・技術提案書を求める者の資格要件に関すること。
- (3) 企画・技術提案書等の審査及びヒアリングに関すること。
- (4) 企画・技術提案書の評価及び候補者の選定に関すること。
- (5) その他委員長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 教育委員会事務局次長
- (2) 教育指導課長
- (3) 建築課兼教育総務課担当課長
- (4) 総務課長
- (5) 環境保全課長

3 委員の任期は、任命の日から実施業務の契約の締結の日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、委員会の招集は教育委員会事務局教育総務課長が行う。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、プロポーザル方式により選定を受けようとする事業者と利害関係を有する場合は、議事に加わることはできない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和7年6月10日から施行し、当該業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：学校給食課

議案番号：第 22 号

件 名：長浜市学校給食献立作成システム更新業務プロポーザル選定委員会
設置要綱の制定について

第 1 提出理由

長浜市学校給食献立作成システム更新業務プロポーザル選定委員会設置要綱を制定するもの

第 2 要点

長浜市学校給食献立作成システム更新業務を行うにあたり、プロポーザル方式により、当該業務の履行に最も適した事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市プロポーザル選定委員会規則（平成 26 年長浜市規則第 13 号）に規定するもののほか、必要な事項について定めるもの。

第 3 施行期日

告示の日から施行し、当該業務の締結の日をもってその効力を失う。

長浜市学校給食献立作成システム更新業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について

長浜市学校給食献立作成システム更新業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 19 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市学校給食献立作成システム更新業務プロポーザル選定委員会設置要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長浜市学校給食献立作成システム更新業務を実施するにあたり、プロポーザル方式により、当業務の履行に最も適した事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市プロポーザル選定委員会規則（平成 26 年長浜市規則第 13 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(名称)

第 2 条 本委員会は、長浜市学校給食献立作成システム更新業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領、評価基準、仕様書等に関すること。
- (2) 企画・技術提案書を求める者の資格要件に関すること。
- (3) 企画・技術提案書等の審査及びヒアリングに関すること。
- (4) 企画・技術提案書の評価及び候補者の選定に関すること。
- (5) その他委員長（規則第 6 条の委員長をいう。以下同じ。）が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 教育委員会事務局次長
- (2) 教育委員会事務局学校給食課長
- (3) 教育委員会事務局教育改革推進課学校 ICT 活用推進担当職員
- (4) 長浜南部学校給食センターで配食する学校の栄養教諭
- (5) 長浜北部学校給食センターで配食する学校の栄養教諭

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校給食課において処理する。

(会議の公開)

第6条 委員会は非公開とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、当該業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：学校給食課

議案番号：第 2 3 号

件 名：学校給食運営委員会規則の一部改正について

第 1 提出理由

学校給食運営委員会規則の一部を改正するもの

第 2 要点

当該委員会の委員の任期について、委員になるものが所属する各組織や団体等の任期を考慮し、任期（終期）を柔軟に設定できるよう、委員の任期に関する規定を改正する。

委員の任期を「1 年とする」から、「1 年以内とする」に改正する。

第 3 施行期日

公布の日から施行する。

長浜市学校給食運営委員会規則の一部改正について

長浜市学校給食運営委員会規則の一部を次のように改正することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 19 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則

長浜市学校給食運営委員会規則（平成18年長浜市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1年」の次に「以内」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長浜市学校給食運営委員会規則の一部改正

新旧対照表

新	旧
(委員) 第2条 (略) 2 委員の任期は1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 (略)	(委員) 第2条 (略) 2 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 (略)

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育総務課

議案番号：第 2 4 号

件 名：長浜市教育委員会事務評価委員会規則の一部改正について

第 1 提出理由

長浜市教育委員会事務評価委員会の会議を開くことができる要件を明確化させるもの。

第 2 要点

長浜市教育委員会事務評価委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないと規定する。

第 3 施行期日

交付の日から施行する。

長浜市教育委員会事務評価委員会規則の一部改正について

長浜市教育委員会事務評価委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 19 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市教育委員会事務評価委員会規則の一部を改正する規則

長浜市教育委員会事務評価委員会規則（平成25年長浜市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長浜市教育委員会事務評価委員会規則の一部改正

新旧対照表

新	旧
(会議) 第5条 (略) 2 (略) 3 <u>会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</u>	(会議) 第5条 (略) 2 (略)

学校運営協議会委員の任命及び解任について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 第 2 項及び長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成 23 年長浜市教育委員会規則第 2 号）第 6 条の規定に基づき、学校運営協議会委員を次のとおり任命及び解任することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 19 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

任命

学校名	区分	氏名	備考
長浜市立木之本小学校	地域住民	今居 俊之	新規

任期は、令和 7 年 6 月 20 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

解任

学校名	区分	氏名	備考
長浜市立木之本小学校	地域住民	藤田 喜代隆	

解任日は、令和 7 年 6 月 19 日とする。

令和7年6月19日まで＜解任前＞

20	長浜市立木之本小学校	8	対象学校の運営に資する活動を行う者	梅本 信幸
	長浜市立木之本小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	山表 春代
	長浜市立木之本小学校		地域住民	橋本 保和
	長浜市立木之本小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	速水 美和
	長浜市立木之本小学校		地域住民	三國 隆司
	長浜市立木之本小学校		保護者	西村 豊弘
	長浜市立木之本小学校		地域住民	藤田 喜代隆
	長浜市立木之本小学校		地域住民	奥野 義明

令和7年6月20日以降＜任命後＞

20	長浜市立木之本小学校	8	対象学校の運営に資する活動を行う者	梅本 信幸
	長浜市立木之本小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	山表 春代
	長浜市立木之本小学校		地域住民	橋本 保和
	長浜市立木之本小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	速水 美和
	長浜市立木之本小学校		地域住民	三國 隆司
	長浜市立木之本小学校		保護者	西村 豊弘
	長浜市立木之本小学校		地域住民	今居 俊之
	長浜市立木之本小学校		地域住民	奥野 義明

令和7年度長浜市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について

長浜市教育委員会事務評価委員会委員3人の任期満了に伴い、新たに次の3人の委員を委嘱しましたので報告します。

[令和7年度就任]

氏 名	任期	役 職 等	備考
おおはし まつゆき 大橋 松行	令和7年6月11日～ 令和9年3月31日	滋賀県立大学名誉教授	再任
きたべ ていゆう 北辺 禎雄	令和7年6月11日～ 令和9年3月31日	学校運営協議会委員、元校長、元園長	新任
ひろべ きょうこ 廣部 恭子	令和7年6月11日～ 令和9年3月31日	長浜市パートナーシップ推進協議会	新任

[（参考）令和6年度就任]

氏 名	任期	役 職 等
ふるかわ れいこ 古川 礼子	令和6年6月1日～ 令和8年3月31日	滋賀文教短期大学准教授、元園長
もりかわ ゆうこ 森川 裕子	令和6年6月1日～ 令和8年3月31日	社会教育委員

地方教育行政の組織及び運営に関する法律より抜粋

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務
その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を
含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを
議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活
用を図るものとする。

長浜市教育委員会事務評価委員会規則より抜粋

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。この場合において、委員の性別構成は、男
女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- （1） 教育に関する学識経験を有する者
- （2） その他教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場
合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

■教育に関する事務の点検及び評価制度について

1. 教育に関する事務の点検及び評価制度

教育委員会が住民への説明責任を果たし、効果的な教育行政を推進していくために、自らの活動を点検・評価し公表する制度。

毎年、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされている。

＜地教行法第 26 条＞

2. 長浜市教育委員会事務評価委員会

【所掌事務】

事務評価委員会は、下記の事項の評価及びその結果を教育委員会に報告する。

- (1) 教育委員会会議の開催及び審議状況に関する事項
- (2) 教育施策上の基本施策及び重要課題に関する事項

【点検・評価の対象】

第 3 期長浜市教育振興基本計画（計画期間：令和 3 年度から令和 7 年度まで）に基づき、前年度に教育委員会が実施した活動及び教育行政の重点施策（教育委員会の権限に属する事業）について、点検・評価を行う。

＜長浜市教育委員会事務評価委員会規則第 2 条＞

3. 事務評価委員会委員

【委嘱】

委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 教育に関する学識経験を有する者
- (2) その他教育長が必要と認める者

【任期】

委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末まで

【定数】

5 人以内

＜長浜市附属機関設置条例 別表、長浜市教育委員会事務評価委員会規則第 3 条＞

4. 点検・評価結果の公表

教育委員会は、事務評価委員会の意見を踏まえ、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを長浜市議会に提出するとともに公表する。

＜教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則第 5 条＞

5. 点検・評価結果の活用

- (1) 重点施策展開
- (2) 予算編成
- (3) 組織運営 等に活用する